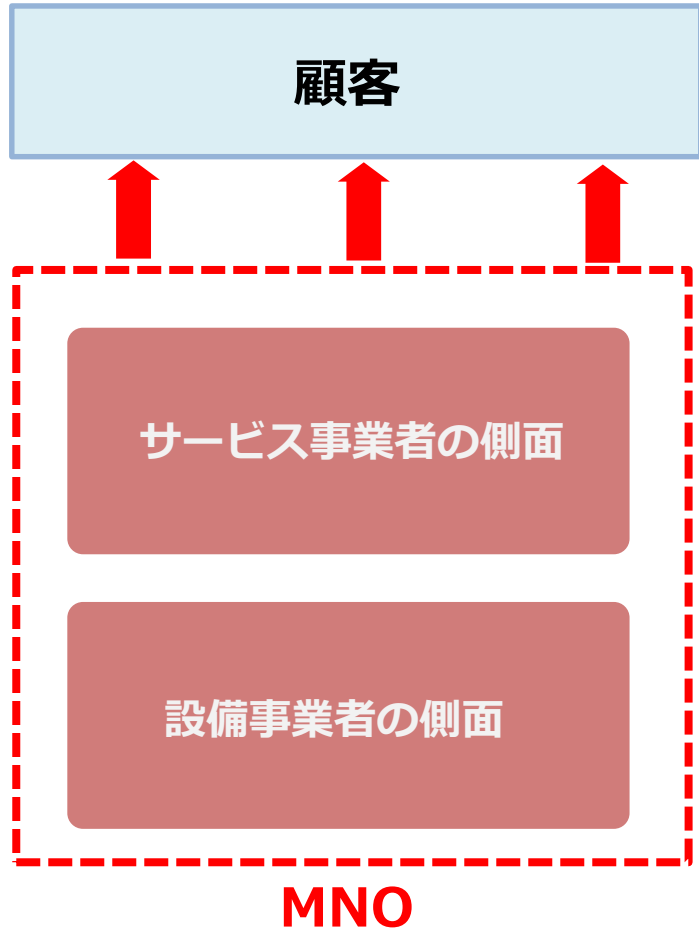


# 携帯電話市場における 競争政策上の課題について

---

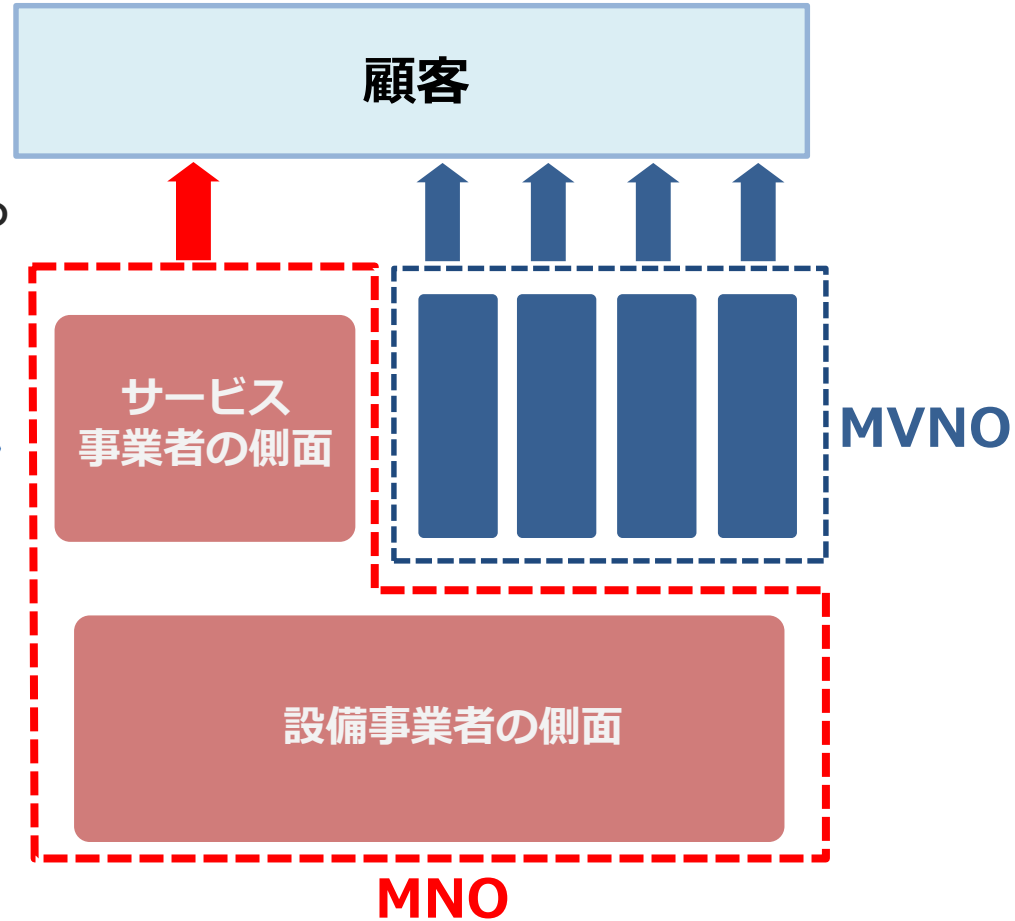
2018年5月15日  
日本通信株式会社

# Before



# After

サービスの  
多様化  
低廉化



# サービス多様化・低廉化の例

## ① 格安SIM



消費者の通信費用負担を軽減

## ② モバイルIPフォン



050番号利用で  
発着信可能に

東日本大震災後の復旧活動に貢献

## ③ デュアルネットワーク



## ④ 都道府県警察・鉄道運行 他

- ・ セキュアな認証
- ・ セキュアな伝送

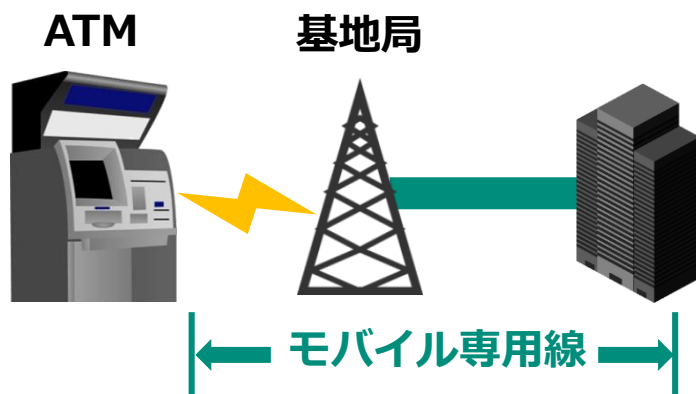
A **セキュア** B

※ 事案の性格上、実際の利用方法について  
ご説明することができません

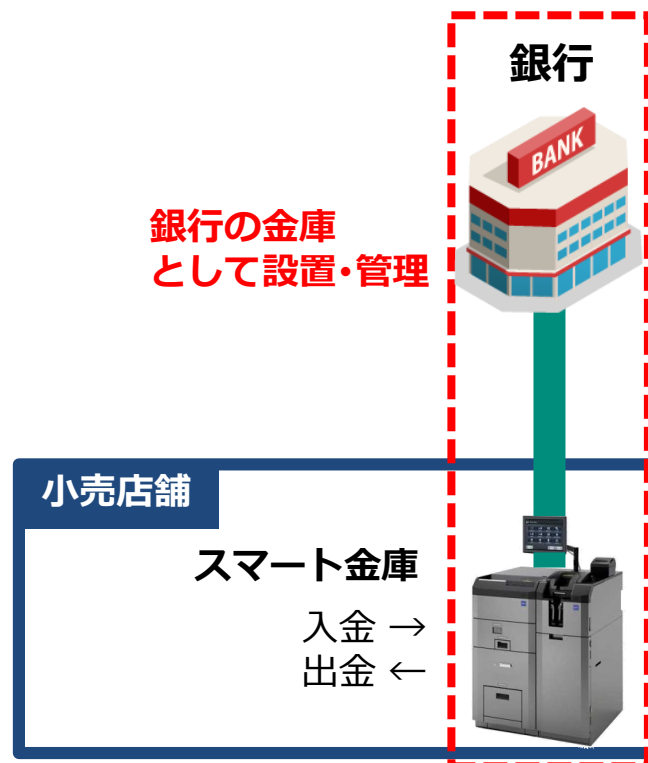
## 日本で培った技術・ノウハウで海外市場展開を行っている

### ATM向けモバイル専用線の提供

#### ATM向け無線通信のリーダー



### スマート金庫の提供



## 接続料問題

(モバイル通信設備の使用料)

① MVNO間において公正か？

② MNO – MVNO間において公正か？

## 接続箇所問題

③ MVNOが要望する接続箇所における接続が進展しているか？

# ① 接続料問題: MVNO間においては公正か？

## 電気通信事業法第34条第四項

「第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない」

仮にこの条項が文字通りに実施されていれば・・・

- 「接続ではなく、卸契約（相対契約）であればより柔軟な料金を出せますよ」といったMNOの発言はないはず
- MVNO間に疑心暗鬼が生じる余地はないはず  
「差別的な取扱いが行われていると想定せざるをえない。」
- 結果として、MVNOは公正な競争環境の中で切磋琢磨する

## ② 接続料問題:MNO – MVNO間において公正か？

### ②-A 接続料は実質値上げになっていないか？

#### 実質的な接続料（NTTドコモ）

|      | 2008年     | 2012年      | 2014年      | 2018年     |
|------|-----------|------------|------------|-----------|
| 平均速度 | 666Kbps*1 | 3.87Mbps*2 | 27.5Mbps*3 | 190Mbps*4 |
| 料金   | 10,000円*5 | 10,000円*6  | 7,000円*7   | 10,000円*8 |
| 年度比較 | 1.0倍      | 5.8倍       | 41.3倍      | 285.2倍    |

|                             | 2008年       | 2012年               | 2014年               | 2018年                 |
|-----------------------------|-------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 接続料                         | 12,671,760円 | 2,846,478円          | 945,059円            | 552,075円              |
|                             | ↓×1.0倍      | ↓×5.8倍              | ↓×41.3倍             | ↓×285.2倍              |
| ドコモと同等の通信品質を維持するための実質接続料（円） | 12,671,760円 | 16,509,572円<br>1.3倍 | 39,030,937円<br>3.1倍 | 142,545,765円<br>11.2倍 |

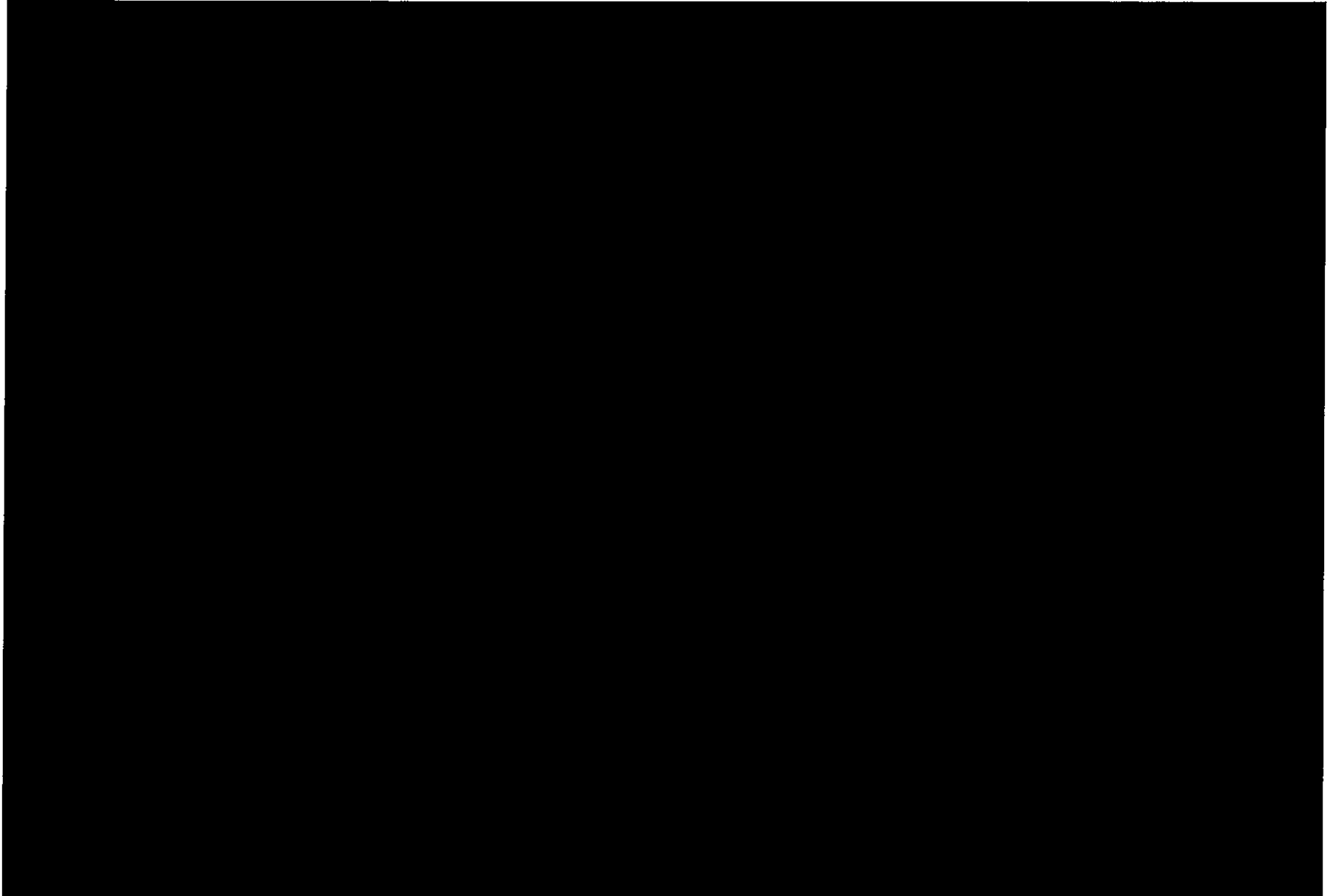
\*1 日経トレンディ2007年6月号のドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出  
 \*2 日経トレンディ2012年10月号のドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出  
 \*3 日経トレンディ2007年6月号のドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出  
 \*4 NTTドコモがウェブサイトで公開している実行速度計測結果（中央値）

\*5 定額データプラン HIGH-SPEED上限金額  
 \*6 定額データプラン スタンダード上限金額  
 \*7 データプラン、データMパック5GB（5GB以降は128kbps）  
 \*8 データプラン、ウルトラデータLLパック(30GB)（30GB以降は128kbps）

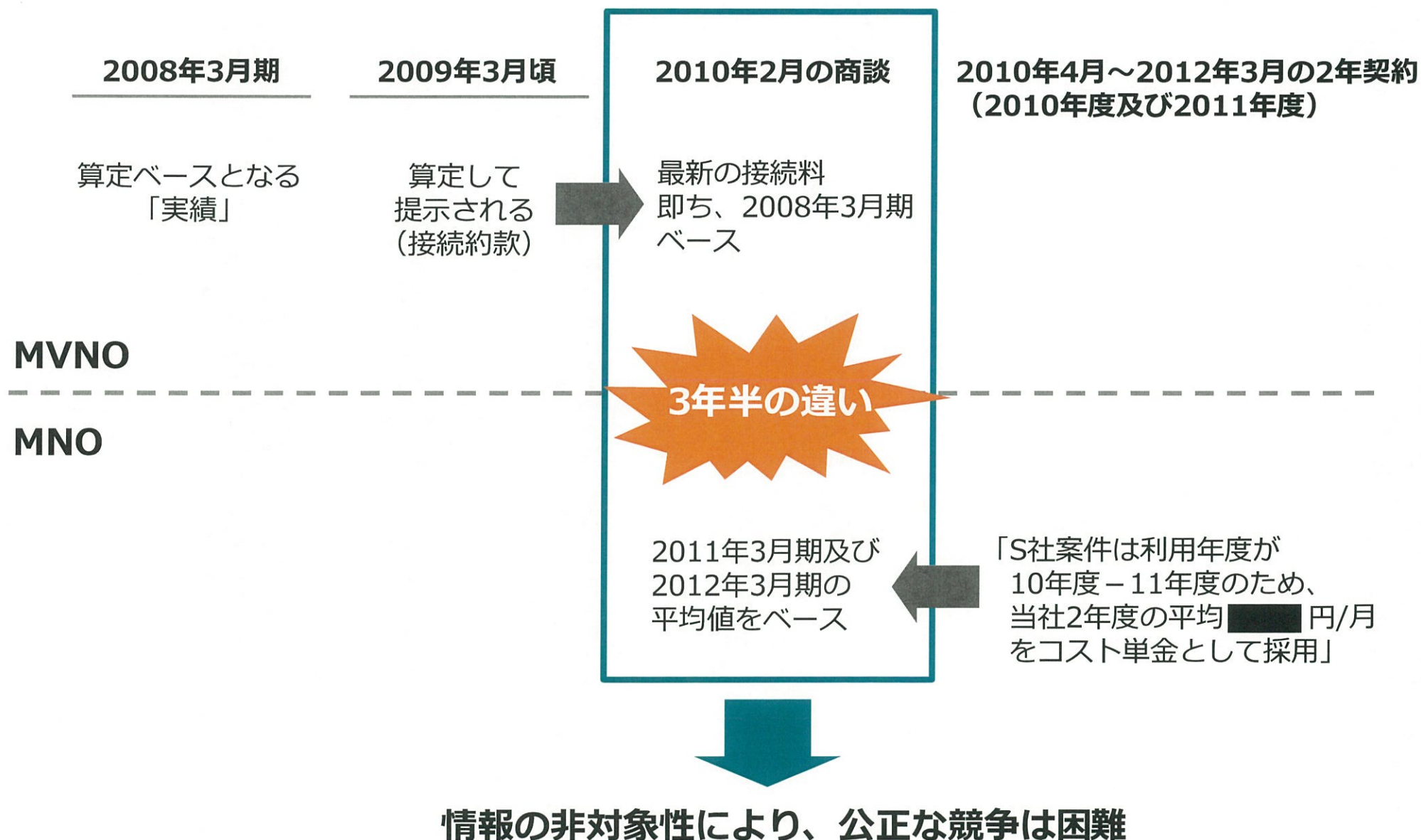
## ②-B 接続料算定ベースとなる年度



平成22年4月19日に提出した意見申出に関して作成された行政文書の1頁



## ②-B 接続料算定のベースとなる年度の違い



## ②-C 接続料の算定方法に関する議論

### 「モバイル接続料算定に係る研究会」（平成25年6月）

「モバイル市場の環境は今も変化しており、事業者間で多様な考え方が存在している。そう遠くない将来に接続料の算定というテーマについて枠組みの議論を行う必要があると感じた。」

「現時点で結論を示すことは必ずしも適当ではないとの議論・判断があり、今後の検討が深まることによって適正な結論が導かれるとの期待が報告書に強く込められている。」

「設備の階梯によって総帯域の考え方が異なる中、データ接続料の需要の分母と分子の関係をどのように整理することが適正か、モバイル市場の成熟度も踏まえ、時宜に適った整理を図ってゆくことを期待したい。」

「本件は問題なし」との結論はありえない

|            | データ通信                 | 通話   |
|------------|-----------------------|------|
| MNOの格安SIM  | 真の原価をベースとした<br>プライシング | 通話定額 |
| MVNOの格安SIM | 接続料をベースとした<br>プライシング  | 従量課金 |

↑ 年度の違い、  
算定方法の問題 他

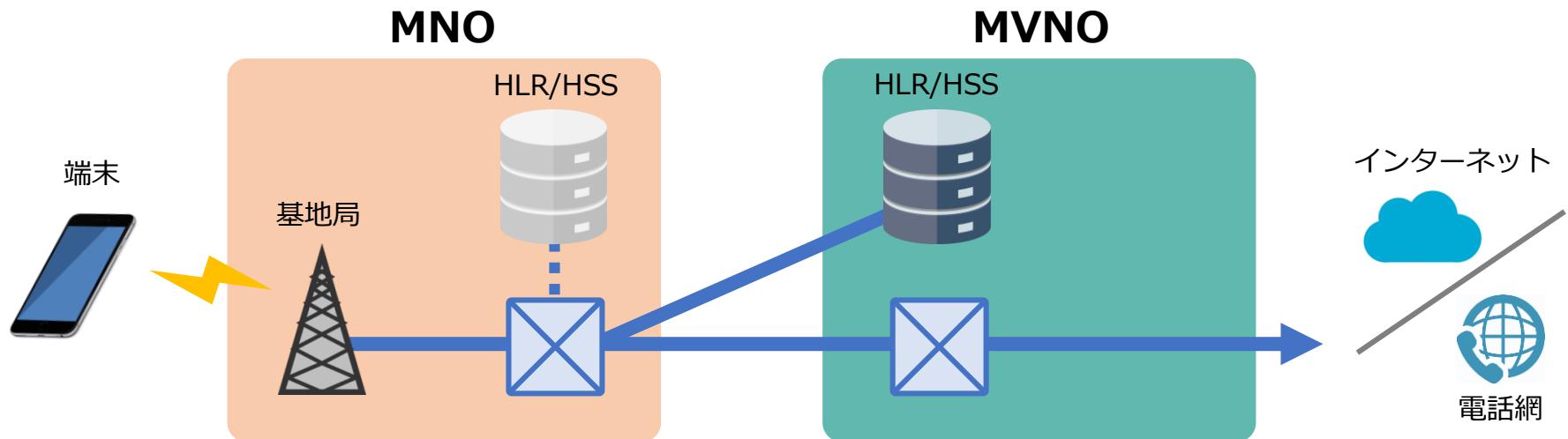
MNOの主張  
「卸なので  
義務はない」

なぜ、通話定額を卸して  
いただけないのか

設備事業者の側面とサービス事業者の側面を分離会計すべき

### ③ 接続箇所問題：例 HLR/HSS接続

- HLR/HSSを保有すると、様々なSIMカードサービスを展開できる（FinTechなど）。
- これまでMVNOは、MNOのHLR/HSSで作成されたSIMカードしか利用できなかったため、サービスの自由度はほとんど無い状態であった。
- 最近、一部のMNOでHLR/HSSを開放する動きがあるものの、高額の開発費用を請求するなど、接続による実質的な開放が進まない状況が続いている。



# ③ 接続箇所問題

## 「MVNOガイドライン」平成29年度9月版

### 2. 電気通信事業法に係る事項

#### (2)MVNOとMNOとの関係

##### 2)事業者間接続による場合

##### イ. 二種指定事業者の提供に係る規律

##### (ウ)アンバンドル機能等

##### ウ)開放を推進すべき機能

##### ⑤HLR/HSS連携機能

## MNOの主張

電話番号はMNOに付与され、それをMVNOに貸与している



MNOは電話番号管理に関して責任があるため、「接続」はそぐわず、「卸契約」になる

総務省見解とMNO見解にMVNOは振り回されている現状



かと言って、紛争処理メカニズムを活用するのは極めて難しい

- **MNOとMVNOとでは、歴然とした力の差  
民々では進展しない**
- **MNOに対する規制・制度面は弱い  
現行規制・制度に頼れない**
- **監督官庁による調査権が必要  
公正な競争環境を作るリーダーシップを期待している**

**「MVNOがIoT時代に大きな貢献をできるか？  
あるいは、消滅への道を辿るか？  
大きな岐路にたっている。」**

**日本通信株式会社  
代表取締役会長  
三田聖二**